

I T 重説社会実験における法人間売買取引（2件）の実施状況の概要は、次のとおり（ヒアリング結果より作成）。
 なお、A社・B社ともに、他にI T 重説を実施した実績はない。

	事例 1	事例 2
登録事業者	A社	B社
I T 重説実施日	平成27年12月	平成27年12月
物件所在地	東京都葛飾区	神奈川県横浜市
物件概要	区分所有物件（ワンルームマンション）	オフィスビル（1棟）
取引種別	売買取引の仲介	売買取引の仲介
	売主：宅建業者（千葉県） 買主：宅建業者（神奈川県）※	売主：宅建業者（神奈川県） 買主：宅建業者（東京都）※
実施時間	40分	60分
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の同じフロア内の2つの会議室を利用してI T 重説を実施。 ・仲介業者が登録事業者ではないA社の子会社であったことから、登録事業者であるA社がI T 重説を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売主の宅建業者(非登録事業者)は、B社の関連会社である。 ・取引実績のある宅建業者(買主)に協力を依頼し、I T 重説を実施。

※宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成28年6月3日公布）により、宅建業者が宅地又は建物の買主又は借主となる場合は、重要事項説明が不要となる。（当該部分は、平成29年4月1日施行）